

その金額は約 34 万円となっている。全体的に請求件数自体が少ないこともあるが、申請があった場合でも、医療機関側の回収努力が不十分であると判断されたり、国民健康保険料(税)の滞納があることが判明したりして、保険者徴収まで至らなかつたケースが多くあったようである。

また、市町村の実情として、医療費の未収と同様に、保険料、税金の滞納の問題が非常に厳しい状況にあるとの意見があつた。

## (2) 未然防止策として考えられる方策

対策を検討するに当たっては、発生後の回収もさることながら、いかに発生を未然に防止するかが重要である。

### ○ 病院側の取組み ※病院の報告等を踏まえ加筆予定

一次的には、医療機関での回収努力が求められている。その中で、高額療養費制度の周知、早期の段階での患者からの聞き取り・相談等を積極的に行っていく必要がある。

### ○ 生活困窮者に対する取組み

#### ① 国保の一部負担金減免の運用実態と改善方策

厚生労働省が行った調査によれば、18 年度実績では、実施件数約1万1千件、減免総額6億5千万円であった。実態としては、低所得等の判定基準を定めており、しかも埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島、宮崎、鹿児島といった特定の地域の市町村において、実施件数が多いことが明らかになった。一部負担金の減免制度については、生活困窮等を理由とする未収金発生を抑制する効果があると考えられることから、制度が適切に運用されるよう、国としても、統一的な運用基準の提示、市町